



筑紫女学園大学リポジト

Study on Coexistence of Multiculture in China

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-02-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 崔, 淑芬, CUI, Shufen メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/514

中国の多文化共存に関する一考察

崔 淑 芬

Study on Coexistence of Multiculture in China

Shufen CUI

はじめに

「多文化共存」という用語は、今日ではかなりポピュラーになってきている。「異文化理解」や「国際理解」という、既に定着している用語から発想されたのであろうということは推測できる。

中国において、民族・国家などの概念は、複合的社会関係を生み出す仕組みとして機能してきた。また、それは中国の歴史を貫き、社会構造の連続性と非連続性を作り出す重要な要素でもある。これらの概念は、歴史において中国人が自ら形成したものもあれば、外部から導入され、制度化されたものもある。王朝体制から共和制、社会主義国家へ、農耕社会から工業化、都市化社会への移行の中で、上記の概念は複数の主体によってさまざまな状態に応じて構築されている。

広大な土地において、56の民族による複雑な文化・歴史過程を経てきた中国を把握するためには、現存資料の研究のみならず、長期にわたる時間軸を設定した現地調査が不可欠である。特に、グローバル化が進む近年、民族の概念ならびに制度は、開発、市場経済の発展及び社会福祉、観光旅行、文化遺産などにおいて、人びとの関係や行動パターンを規制するものとして再編される局面をむかえ、多元文化の視点から客観的に再認識する必要がある。

このような背景のもとに、筆者は少数民族教育研究のキー・コンセプトの一つである「多元化民族の文化・教育の特徴」の問題をメイン・テーマとする研究の企画を思い立った。調査課題は少数民族教育であるが、教育を学校制度に限定せず、中国の少数民族地域の経済および社会の発展について、資源開発、環境保全、貧困撲滅、人口移動等の政策に伴う諸問題に着目しながら、マハツラと呼ばれる地域共同体や伝統文化の継承、宗教との関係、そして、社会や家族の中でどのように民族文化が伝承されているか、多民族の歴史と文化の構築の実態と現状も視野に入れながら、数年にわたって、実践的な調査と研究を行った。

本論では、中国の民族及び民族教育について考える際のキー・ワードである若干の項目の問題状況について、以前の調査、研究の成果を踏まえながら考察を加え、民族・国家の概念およびその動態を民族誌的に検討しながら、そこから少数民族が中国でどのような立場に置かれ、共存しているのかを考える。

一、「民族」の定義と多元文化・宗教

近年、中国では国民統合、国家統合をより促進、そして統一した民族意識を高めるために「中華民族論」が展開されている。これに対して、文化的アイデンティティを持つ「民族」という概念および「民族学」の再検討という声が高まっている。中国の各民族の起源と発展には本土性、多元性、多様性という特徴がある。その歴史の主軸は漢民族であるが、華夏、東夷、南蛮、西戎、北狄の五大民族グループが共生してきた。各民族は発展しながら互いに受け入れ合い、絶え間ない移動や雑居、通婚、交流を経て、徐々に融合しては一体化し、また絶えず新たな民族が生まれた。その結果として、生き残って今日まで発展してきた民族もあれば、融合や戦争、生態環境の悪化、名称変更などの原因によって歴史の長い流れの中に消え去った民族もある。それらには、一時勢力が強大になった匈奴、月氏、鮮卑、柔然、吐谷渾、突厥、党項、契丹などがある。

こうした多民族の中国において、清代から民国期にかけて伝統的に五族とされてきた民族の数は、それぞれを構成する諸集団がいかなる民族に帰属するかを法的に細分化された。

1、民族の形成

「民族」という概念は、共通した文化的指標—言語・宗教・地域または生活様式などにより構成員が互いに伝統的に結ばれているという意識を持つ集団、または他の集団からそのように見られる集団である。中国においては「民族」の意味するものはかなり幅広い。即ち、大もしくは小の集団居住地域を持ち、自己の特徴を持つエスニック・グループ（族体）は、その発展レベルや歴史的段階の如何にかかわらず、習慣上すべてこれを「民族」と呼ぶ。つまり、中国における「民族」とは、共通の民族意識を持ち、かつ集団居住地域を持つエスニック・グループであり、この条件を満たしていればその歴史的な形成過程の如何は問題にはならないのである（注1）。

中国における「民族」という語彙は、1899年に、清末民国初期の思想家、歴史学者である梁啓超（1873～1929）が亡命した日本滞在中に著した『東籍月旦』（1902年発表）で、英語のnationの日本語訳「民族」を転用して中国語に用いたのが始まりとされている。1901年に、梁啓超は「民族」と「中国」概念を結びつけて「中国民族」という用語を造語し、さらに1902年には、「中華民族」概念をも提起した（注2）。その後、徐々に「国家」観念が生起し、1905年の中国革命同盟会の成立時には「民族・民権・民生」の三民主義を唱導するようになる。「民族の独立（民族主義）、民権の伸長（民権主義）と民生の安定（民生主義）」といわれる三民主義は、1905年、東京で結成された中国革命同盟会の綱領として、政治家であり革命家である孫文（1866～1925）が提唱したもので、1911年辛亥革命以後の中華民国の政治理念となった。この三民主義は、西洋の民主主義を踏まえ、清朝の封建社会と帝国主義列強による半植民地支配を脱し、新しい中国社会の建設を目指した独自のスローガンであった。孫文は同時に、「韃虜（清朝）を駆除し、中華を回復する（民族主義）、民国を創立する（民権主義）、地権（土地所有権）を平均化する（民生主義）」という四大綱領を掲げた。また1924年1月に第一次国共合作が成立した際には、三民主義に「連ソ・容共・扶助工農」を加え、「新三民主義」と言われた。

1912年1月1日に中華民国が成立し、同年、孫文の「中華民国臨時大統領宣言書」が出された。同宣言書によれば、「国家の本源は人民にある。漢、満、蒙、回、蔵の諸地を合して一国となし、漢、満、蒙、回、蔵を合して一体となす。これを民族の統一という」と、「五族共和」の構想が述べられている（注3）。

その後孫文は、五族共和論から発展し、五族に限定せず、国内各民族の自決権に基づく自由で統一ある国家の組織という思想を具体化した（注4）。1925年には、外来民族は1,000万しかいないとして、4億人のほとんどが漢民族であるので中国人は完全な単一民族であるとした演説を行っている。このような経緯から、漢民族によって中華民族という概念が形成された（注5）。

「少数民族」という概念には常に「ナショナル」、つまり「国家」、「国民」という意識が随伴している。今日「少数民族」と呼ばれる人々の多くは、かつて「原住民」、「土着民」、「部族民」などと呼ばれ、中央権力が間接的にしか及ばない政治環境の下で、高度に「自律的」な部族社会を営んでいた。

1924年1月の「国民党第一回代表大会宣言」において初めて「少数民族」という言葉が公的に使われたといわれている（注6）。この中華民国の国家戦略は、のちに中国共産党にも引き継がれた。早くも1922年の中国共産党第二回大会で、初めて民族の平等・自決問題の綱領が示され、翌年の第三回党大会で民族の自決権が強調され、「西藏・モンゴル・新疆・青海などの地の中国本土との関係は当該民族の自決による」と、少数民族の自決権や各弱小民族の独立権が認められた（注7）。

中国は1940年代初めまでソ連邦に倣って民族自決権を承認し、連邦制を構想していたが、その後、文化的経済的格差の是正、外国勢力の活動基盤となることの防止、中央による自然資源の確保などを理由にこれを民族区域自治に変更し、「平等・団結・自治・共同繁栄」を基本原則として来た。この民族区域自治制度は、共同綱領（1949年）、民族区域実施要綱（1952年）、憲法（1954、75、78、82年）、民族区域自治法（1984年）において確認されている。

1949年10月1日、中華人民共和国が建国された。新政権の民族問題に関わる基本的な課題は、国家の領域的統合、辺境の対外安全保障であった。中央権力に対して政治的・経済的一体感を持たせなければならなかったのである。そのため、中央政府が民族政策の実施および「識別工作」の進行が重要な役割を担っていた。

2、民族識別調査と民族自治地区の設置

(1) 民族識別調査と多元一体構造論

今日の中国は、漢族と55の少数民族を含む56種の民族によって構成される多民族国家である。この56民族の承認と地方自治権の確立を法的に確定させたのは、中華人民共和国建国後に行われた民族識別調査であった。この民族識別とは、中国の国民を構成する諸集団が、いかなる民族に帰属するかを法的に確定させる行政手続きであった。当時、民族識別調査のほか、少数民族の言語調査、社会歴史調査という全国的な三大調査も行われている。1980年代まで、大規模な調査が主に三回にわたって実施された。

1950年代の第一回目の調査においては、東北・内モンゴルおよび西南・西北・中南の5地区、特

に、辺境少数民族に対する調査を行った。その結果、建国当初から認知されてきたモンゴル族、チベット族、回族、ウイグル族、ミャオ族、ヤオ族、イー族、朝鮮族、満州族の9民族に加えて、新たにチワン、プイ、トン、ペー、カザフ、ハニ、タイ、リー、リス、ワ、高山、トンシャン、ナシ、ラフ、シュイ、ジンポー、キルギス、トウ、タジク、ウズベク、タタール、オウンク、パオアン、チャン、サラ、ロシア、シボ、ユイグー、オロチョンの29グループが民族として認定された（注8）。

1950年代後半から65年までの第二回目の調査は、全国人民代表大会民族委員会の指導の下で、中央民族事務委員会と中国科学院の学者を中心とする民族識別、民族言語および民族社会・歴史など多方面に及んだ。地域としては、主に雲貴・広東など東南地区、甘粛・青海・寧夏など西北地区、華南地区など20余りであった。その結果、新たにシェ、トウチャ、ダフル、コーラオ、プーラン、アチャン、モーラオ、パラウン（後にドアンに改称）、プミ、ヌー、ホジェン、ジン、トーロン、マオナン、メンパの15グループが民族として公認された。その後、ローパ族も認定された。この時点で、基本的には民族識別は終了となった。

この民族識別では複数の集団が一つの民族に統合されるが、しかし、長い歴史において、紛争や戦乱、自然災害など多くの原因によって移住や同一集団の分散も度々起こり、周囲の他集団と接触・混合し変遷してきた。要するに、もとは同じ集団に帰属していたものが、別々の民族として公認されたケースもあったのである（注9）。

第三回目の調査は、1978年以降である。以前から、特に文化大革命（1966年～1976年）の間に残った民族問題の処理や民族籍の回復・変更などのほかに、雲南省シーサンパンナに住むジーヌオ族が民族として新たに認定された。また、78年から90年の間に、民族的出自を少数民族に変更した者は約2,000万人に上った（注10）。

この民族識別は、旧国民政府との政策の違いを示し、新たに統治下に入った少数民族を統合することであり、差別的な民族の呼称や地方名が廃止されたり、「大漢民族主義」を批判したりして、「われわれ意識」の醸成に貢献した。その結果、二つの状況が生れた。一つは、部族が民族発掘と認知工作によって平等な「民族」に昇格し、「民族的覚醒」が進んだこと、もう一つは、文化的・宗教的に歴史が古く、かつて政治的・文化的共同体をもったことがある民族も、民族に昇格したばかりのエスニック・グループも同じく“民族”になったことである。

また、この民族識別工作において最も影響力を持ったのが費孝通（1910年～2005年）であった。彼は民族構成が複雑な西南部の民族状況の調査を理論面、実践面で指導した。費孝通の民族論の特徴には、第一に、自由に「民族」を考えていること、第二に、何よりもエスニック・グループ自身の希望を尊重していること、そして第三に、調査、民族論形成の場が雲南や貴州であったという点にある。しかし、雲南や貴州は漢族との混在が進み、固有の文字も持たない諸民族が入り組んでいる地域であることから、費孝通には、固有の文化的・政治的共同体を持った歴史を有し、固有の言語・文字などを持っているウイグル、モンゴル、チベットについての知見は少ない。

費孝通は、中華民国、中華人民共和国の人類学者、民族学者、また、中国の社会学と人類学の基礎を創った一人である。彼はイギリスで哲学博士号を取得した後、1938年に帰国し、雲南大学で社会学系の教鞭を執った。45年以降、清華大学教授、中央民族学院人類学教授などを歴任した。その間、

彼は貴州省の民族識別に関係した調査と研究に参加し、「中国多民族関係の構造における民族融合の程度の違いや、混じりはしても一つにはならない多様な現象に、より多くの注意を注ぐように」と強調した。各民族間の関係をはっきりさせるため、民族史の研究方法与視野の問題を取り上げたのである（注11）。その後1951・52年、民族地区への中央訪問団に参加、1956・57年には、雲南少数民族地区社会調査を指導し、少数民族識別に理論・実践面での貢献を果たした。80年代以後、中国社会科学院社会学研究所所長、北京大学社会学系教授、社会学研究所所長などに就任した。1982年、英国ロンドン大学経済政治学院より荣誉院士の称号を授与され、88年に米国ニューヨークで大英百科全書賞受賞、1993年には福岡アジア文化賞を受賞した。それ故に、中国の社会学者、人類学者、民族学者と呼ばれ、中国の社会学と人類学の基礎を創った一人と高く評価された。

1988年11月、費孝通は香港中文大学の招きに応じて「中華民族の多元一体構造」という、のちに有名になった講演を行う。「中華民族とは、中国領域内の56民族の民族実体であって、56民族の総称ではない。つまり中華民族の一体感は、普通の民族一体感より一段上のレベルのもので、いわば中国領域内に住む諸民族は二重のアイデンティティを持つこと、中華民族の基本構造は、諸民族の分散した多元状況が一体化するプロセスが重要であり、中国の複雑な多民族関係の歴史と現実はともにこの構造の中で理解すべきである。多元一体化構造は中国の歴史が長期にわたって発展してきた結果である（注12）」と論じた。費孝通の民族論の特徴として、「我々は漢民族の形成について未だに学問的な説明ができないているが、この民族が現在、世界で最も人口の多い民族となったのは、決して漢民族の祖先の自然な繁殖の結果ではなく、中国の歴史が発展する中で、もともと漢民族ではなかった人々を吸収した結果である。ほかの民族では、実際にもともと異なるアイデンティティを持った人々が、次第に融合して形成されたものも多い。融合があるのに対して分化もある。絶えず分かれたり合したりしながら、わが国の現在の民族構造が現れたのである」。また、「中国の諸民族のあり方は多元的であると同時に一体であり、自然発生的だった中華民族は、列強と対抗する中で自覚的な民族実体になった（注13）」との論点を示した。これは中国の民族政策に大きな影響を与えただけでなく、国内外の学界でも広く関心と討論を引き起こした。

その点から見れば、費孝通による民族の認識は、中華民族という総体は、多くの、互いに離れることのできない民族から成り立っている。総体を形成している各部分の関係は密接で、分けることはできないが、均一的なものでもないことを強調しながら、現況の調査と歴史研究を通し、実際の国情に深く基づくべきだと主張しているのであった。

費孝通が提唱した「中華民族多元一体構造論」は、多民族の共存、中国の歴史的・政治的統合性に、学術的な根拠を付与しようとするものであり、今日の中国の民族政策並びに学術的民族研究の基本路線を規定している理論であると言っても過言ではない。

(2) 民族自治区の設置

中国の民族区域自治については、国の統一的指導の下、各少数民族が集中居住する地方（各級地方行政区画）は、区域自治を実行し、自治機関を設立し、自治権を行使することになっている。中国の民族区域自治制度は、1954年に開かれた第一期全国人民代表大会により定められ、「中華人民

共和国憲法」に記載された。2001年に、改正された「中華人民共和国民族区域自治法」は、「民族区域自治制度は国の基本的な政治制度である」と明確に規定している。これは、中国の民族自治区とは、国の統一的指導の下、各少数民族が集中居住する地方が区域自治を実行し、自治機関を設立し、自治権を行使することを指す。

1947年、中国共産党の指導の下で内モンゴル自治区が設置されたが、中華人民共和国の自治区としてはこれが最も早い成立である。中華人民共和国成立後、新疆ウイグル自治区（1955年10月）、広西チワン族自治区（1958年3月）、寧夏回族自治区（1958年10月）、チベット自治区（1965年9月）など省クラスの少数民族自治区がそれぞれ設置された。

中国の民族自治地区は、少数民族集中居住区の人口や区域面積によって、自治区、自治州、自治県の三クラスに分けられ、その行政的地位はそれぞれ省、区を設置している市、県に相当する。民族自治地方の人民代表大会と人民政府は自治機関であり、国の一級の地方政権機関でもあり、地元の実情に合わせて国の法律・政策を実行している。

中国の現行制度下では、第一級行政区画として省、自治区、直轄市があり、その下に位置付けられる地級（地区級）行政単位として地区、県級市、盟、自治州がある。上に挙げた5つの自治区はすべて省級の行政単位である。

2003年、合計155の民族自治地方が設置された。その内訳は5つの自治区、30の自治州、120の自治県、そして1,267の民族郷となっている。55の少数民族のうち、自治地方を設置した少数民族は44あり、民族自治地方の面積は全国国土総面積の約64%を占めている。

中国では10年に一度、国勢調査が行われる。新中国成立後、国勢調査は1953、64、82、90、2000年に実施されている。2010年11月1日の国務院第六次全国国勢調査によると、中国の総人口は13億3,972万人、その内漢民族が占める割合は91.5%、少数民族の占める割合は8.5%になっている。

少数民族の分布状況は広大であり、内モンゴル、新疆、チベット、甘肅、青海、寧夏、広西、雲南、貴州、四川、黒龍江、吉林、遼寧、湖南、湖北、河北、海南、福建、台湾など19の省・自治区に分布し、中国総面積の6割にも及んでいる。その特徴としては、同一民族の小集落が広範囲に散在し、他の民族の集落と混在しているという「大雑居・小聚居」である。少数民族の多くは国境周辺に居住している。中国の陸地の国境線は約2万キロだが、少数民族居住地域はそのうち実に1.9万キロを占める（注14）。

一方でこれらの民族は、それぞれ特殊な歴史・文化を持っている。例えば、人口の最も多いチワン族は、人口総数は1,617万8,800人で、そのうちの1,420万7,100人が広西チワン族自治区で暮らしており、チワン族総人口の87.81%を占めている。このほか、チワン族の人口が10万人を超える地区は雲南省、広東省で、貴州省、海南省、湖南省、河北省など広範囲に渡り暮らしているチワン族の人口も1万人以上である。

また、チャン族は長い歴史を持つ民族で、3,000年余り前の殷代の甲骨文にチャン人に関する記載がある。人口30万6,100人、主に四川省アバ、チベット族・チャン族自治州茂汶県に住んでいる。チャン語と漢字を使っている。キルギス族人口は16万800人、遊牧をやめて定住するようになった少数民族であり、主に新疆ウイグル自治区の南西部に住んでいる。自民族の言語と文字がある。

雲南省麗江地区に住んでいるナシ族は、人口30万8,800人、同民族が1,000年余りに作った東巴(トンパ)文字は今では世界で唯一の完全な形で残されている象形文字である。ナシ語と漢字を使っている。

他方、ほとんどの民族は宗教を持っている。ウイグル族や回族、カザフ族はイスラム教を信仰している。チベット族はラマ教を信仰し、チベット語とチベット文字を使っている。

同時に、少数民族が住んでいるのは牧場、森林など、植物、生物、鉱山、水源などの天然資源が非常に豊かな地域でもある。また少数民族居住地域は、国境周辺ということから極めて重要な国防要地であるのみならず、隣接国との経済・文化交流の窓口となっている。黒龍江、吉林、遼寧、内モンゴル、新疆、チベット、雲南、広西などの国境地域では、30余りの少数民族が隣接する国家の人々と同一民族に属しており、彼らは隣接する国家との間に伝統的かつ密接な友好・経済関係を維持している。一方でこれらの地域は、中央の権力が十分に及びかねる辺境であり、こうした少数民族地域が安定し繁栄して、初めて中国全体の安定と繁栄が保障されると言える。

以上から見れば、第一に、歴史的な伝統から言えば、統一した多民族国家が長期にわたり存在することが、民族区域自治を実行する歴史的な根源だということである。第二に、民族関係から言えば、中華民族の多元一体の枠組みの中で、各民族間の広範囲にわたる密接な関係が、民族区域自治を実行する経済・文化的基礎である。第三に、民族分布から言えば、中国各民族の「大雑居、小聚居」の状況、および自然、経済、文化の多様性と相互補完性が、民族区域自治を実行する現実的条件であることを窺うことができる。

この中国が民族区域自治を実行するのは、各民族の歴史を尊重し、国情に適ようにし、民心に従おうとする必然的な選択である。その実施によって、中華民族の多元一体の枠組みの中で、民族区域自治を実行する経済・文化を発展させ、民族自治地方の自治権を効果的に行使、地元地域の内部事務を自主的に管理することができる。また、各民族は睦まじく付き合い、調和的に発展しながら、それぞれが適所を得て、能力を生かし、長所を発揮することもできる。

3、民族区域自治制度

各民族地域の管理については、1949年10月の「中国人民政治協商会議共同綱領」、1952年の「中華人民共和国民族区域自治実施要綱」、1954年の「中華人民共和国憲法」などの諸文書において、「民族区域自治」が強調され、民族自治地方の自治機関は「憲法」第3章第5節で定められた地方国家機関の職権を行使し、同時に「憲法」、「民族区域自治法」とその他の法律の規定に基づいて自治権を行使し、地元の実情に基づいて国の法律、政策を貫徹、実行する。上級の国家機関は民族自治地方の自治機関の自治権行使を保障する。「民族自治地方の各民族人民は憲法と法律から与えられた選挙権と被選挙権を行使し、人民代表大会（国会に相当）代表の選出を通じて自治機関を結成し、自民族、自地区の内部事務を管理する民主的権利を行使する。民族自治地方の人民代表大会は一般の地方国家権力機関の権力を享有するほか、当地の民族の政治、経済、文化の特徴に基づき、自治条例と単行条例を制定する権利を有する」と規定している。また、「中華人民共和国立法法」は、「自治条例と単行条例は当地の民族の特徴に基づいて、法律と行政法規の規定に対し臨時応変の規定を

行い」、「自治条例と単行条例は法に依って法律、行政法規、地方の法規に対し臨時応変の規定を行う場合、本自治地方では自治条例と単行条例の規定を適用する」と規定している。中国の155の民族自治地方の人民代表大会常務委員会は、いずれも区域自治を実行する民族の公民が主任あるいは副主任を担任し、自治区主席、自治州州長、自治県県長はいずれも区域自治を実行する少数民族の公民が担任する。

1950年代前半において、民族平等政策、民族の発掘・認知工作、言語や文字などの創造における文化政策、穏やかな社会改革が行われ、辺境住民を新政権に引きつけ、民族的融和をある程度実現することができた。しかし、1966年から始まった文化大革命期には、辺境防衛が最優先されたために、民族政策は等閑され、民族地区の経済・文化は疲弊してしまっただのである。

1976年、文化大革命の終了とともに、「四つの近代化」への移行により民族工作が復活した。1980年代の民族政策は、基本的には比較的に穏健であった。1984年5月31日、民族区域自治実施の経験を総括した上で、第六期全国人民代表大会第二回会議は「民族区域自治法」を可決し、同年の10月1日から正式に施行することを決定した。さらに、改革・開放が進むにつれ民族や宗教のリバイバル現象が誕生し、辺境地区は新たな時代を迎えることとなった。また、宗教活動の復活、民族区域自治法の制定が行われた。

2001年、全国人民代表大会常務委員会は、社会主義市場経済の条件下で民族自治地方の経済・社会事業の発展を加速する必要に応え、民族自治地方の各民族人民の願望を十分に尊重、体现するとの決定に基づいて「民族区域自治法」の改正を行った。この改正により、中国の民族区域自治は政策・制度・法律の三位一体体制が完備され、政治、経済、文化、社会などの各方面において、より広くカバーすることができるようになったのである。2004年3月14日、中華人民共和国第一〇期全国人民代表大会第二回会議の「中華人民共和国憲法修正案」第四条は以下のように定める。

①、中華人民共和国の諸民族は、一律に平等である。国家は、すべての少数民族の適法な権利および利益を保障し、民族間の平等、団結および相互援助の関係を維持し発展させる。いずれの民族に対する差別および抑圧も、これを禁止し、並びに、民族の団結を破壊し、または民族の分裂を引き起こす行為を禁止する。

②、国家は、それぞれの少数民族の特徴および必要に基づき、少数民族地区の経済および文化の発展を促進するよう援助する。

③、少数民族の集居している地域では、区域自治を実施し、自治機関を設置、自治権を行使する。いずれの民族自治地域も、すべて中華人民共和国の切り離すことのできない一部である。

④、いずれの民族も、自己の言語・文字を使用し、発展させる自由を有し、自己の風俗習慣を保持し、又は改革する自由を有する。

ここでは、各少数民族の平等、民族に対する差別および抑圧を禁止し、少数民族地区の経済および文化の発展を支援することを強調、区域の自治の実行、自治機関の設立、自治権の確立と、各民族は全て自身の言語・文字を使用・発展させる自由を有し、全て自身の風俗習慣を保持あるいは改革する自由を有する、と明らかに規定したのである（注15）。それを遡る1995年には自治区の自治権が民族区域自治法で制定され、民族区域の自治、諸民族間の政治・経済・文化面での民主と平

等、団結、さらに、民族籍の回復と変更、民族の違いを認め、民族の特徴を重んじ、民族矛盾を正しく処理することが強調された。

二、宗教と教育

1、多元の民族宗教

中国は多宗教国家で、仏教、道教、イスラム教、キリスト教の4教を主要宗教とし、民族的には全国の55の少数民族が中国全体の信徒の大半を占めており、その人口は1億人余り、居住地域の面積は全国の半分を占めている。その主な信仰宗教は、仏教（朝鮮族）、ラマ教（チベット族、モンゴル族）、南仏教（タイ族）、道教（ヤオ族）、キリスト教（苗族、朝鮮族）、回教（回族、ウイグル族、カザフ族）、シャーマン（満州族、ホチョ族）である。宗教信者の活動場所は8万5,000カ所、宗教団体は3,000余りである。

中国における民間信仰は、小規模な地域社会にとどまっており、儀礼や呪術、祭式や行事によって、民間社会の信仰が代々継承されている。その民間信仰には、民衆道教、シャーマン・シャーマニズム的信仰、アニミズム的信仰がある。

これらの民族宗教に対し、「民族の文化・宗教を区域内で通用する単行法令の制定権」などを認めている。中国の少数民族大衆にはほとんど宗教信仰があり、チベット族の大衆がチベット仏教を信仰し、回族、ウイグル族などがイスラム教を信仰するように、多数の大衆がある種の宗教を信仰している。民族自治地方の自治機関は憲法と法律の規定に基づいて、少数民族の宗教信仰の自由を尊重、保護し、少数民族公民のすべての合法的かつ正常な宗教活動を保障している。2003年末現在、チベット自治区にチベット仏教の活動施設が1,700余カ所あり、寺院に僧侶と尼僧が約4万6,000人、新疆ウイグル自治区にモスクが合計2万3,788カ所、神職者が2万6,000余人、寧夏回族自治区にモスクが3,500余カ所、神職者が約5,100人いる。各種の宗教活動は正常に行われ、少数民族大衆の宗教信仰の自由は十分に尊重、保障されている。

各民族の平等と団結、相互扶助という民族政策を実施、少数民族の宗教信仰の自由とその風俗習慣が尊重、保護されている。

言うまでもなく民族問題は、社会の各種様々な問題の一部である。そのため、民族問題の解決も、全体的な社会問題の中で徐々に解決を図ることになる。また、民族問題と宗教問題は往々にして切っても切れない関係にある。このため、民族問題を処理する際には、国の宗教政策を全面的に、正確に貫徹させることが必要である。

2、教育と民族言語

漢語普及という国家的使命を堅持しつつ民族言語を尊重する、という方針は教育においてはどのように実現されてきたのであろうか。1909（光緒34）年である。清政府の正式な少数民族の教育に関わる公式文書の発表では、満族とモンゴル族、チベットに制限された。この文書とは、学部が憲政編查館と諮って制定した「満蒙文高等学堂章程」である。その学科には満蒙文科と蔵文科とが置

かれ、両科とも予科（2年）、正科（3年）に分かれ、それに臨時の別科（1年）が置かれることになっている。定員は、予科・本科120名、別科80名。注目されたのは、科目には漢文のほかに満蒙文もあり、また、政治学、法律学、近代科学など広い分野にわたっていることである。その学校の教員および管理人員については、教務長、満蒙語文教員、蔵語蔵文教員、各種科学教員、俄（露）文・英文教員、日本語教員、庶務長、文案官、収支官、雑務官、監学長、検査官などを配置している。また入学の資格は、明確に「中文に精通、満文あるいは蒙文をある程度分かれればよい」、「満・蒙文科の受験者は、35歳以下で、必ず中文が分かること」である（注16）。以上述べてきた三つの目標と三つの実施綱要および入学の資格から見れば、いずれにしても、清政府が漢語と満蒙文両方ともできる人材を求め、国の精粹を養成して保持し、行政に裨益するため、この満蒙文高等学堂を創ったものであった。

以下、満蒙文と蔵文高等学堂正科の課程と時間割を取り上げてみる。

（表1）満蒙文正科時間割表

（ ）内数字は週当たり時間数

	第一年	第二年	第三年
課程と時間割	人倫道德(1)	人倫道德(1)	人倫道德(1)
	満蒙文(10)	満蒙文(10)	満蒙文(10)
	蒙語(8)	蒙語(7)	蒙語(7)
	中文(3)	中文(3)	中文(2)
	満蒙地理(3)	財政学(2)	理財政策(2)
	満蒙近史(3)	理財政策(2)	殖民政策(3)
	用器書法(2)	統計学(1)	製図法(2)
	測量学(2)	製図法(2)	実測(2)
	大清律例(2)	測量学(2)	刑法(2)
	体操(2)	行政学(2)	国際法(3)

（表2）蔵文正科時間割表

	第一年	第二年	第三年
課程と時間割	人倫道德(1)	人倫道德(1)	人倫道德(1)
	蔵文(10)	蔵文(10)	蔵文(10)
	蔵語(8)	蔵語(7)	蔵語(7)
	中文(3)	中文(3)	中文(2)
	蔵衛地理(3)	財政学(2)	理財政策(2)
	蔵衛近史(3)	理財政策(2)	殖民政策(3)
	用器書法(2)	統計学(1)	製図法(2)
	測量学(2)	製図法(2)	実測(2)
	大清律例(2)	測量学(2)	刑法(2)
	体操(2)	行政学(2)	国際法(3)

『中国教育史学九十年』華東師範大学出版社、『近代中国教育史資料・清末編』等資料より

表1・2の課程と時間割表では、民族語の割合が一番高く、満蒙文と蔵文とも週に52時間を占めており、漢語はわずか8時間である。つまり入学の資格には中文に精通していればよく、満蒙文と蔵文はある程度分かればよいとはっきり規定されたのである。また語学のほかに、人倫道德、法律学、近代科学など、広い分野にわたっている。当時の少数民族の教育はただ満族、モンゴル、チベットなどに限られた。この民族言語を少数民族の教育に導入するという方針は、中華人民共和国成立後のことであった。

1951年の全国民族教育工作会議においては、モンゴル語、カザフ語、朝鮮語などを民族学校で漢語とともに用いるという決定がみられる。しかし、民族言語教育は、すべての少数民族において同様に実現されてきたわけではない。これは、経費や技術、人材の不足、民族生徒の数、集住度など、様々な運用上の問題とともに、中国が民族言語教育の指針として掲げてきた、いわゆる「双語教育」（二言語教育とも呼ばれている）が抱える論理的矛盾に起因するところも多いと思われる。

「双語教育」が民族言語教育の視点から取り入れられたのは、1981年8月末、フフホトで開催された「少数民族双語教学研究會」において「双語教育」が提案されてからである。その後、新憲法（1982年）、民族区域自治法（1984年）に「民族言語・文字の地位や使用について」の規定がなされた。そこから、民族自治の理念から少数民族の子弟のために民族語を使った教育を行う民族学校が開設され、双語教育としての民族語と漢語併用による二言語教育がされてきた。そのバランスについては、当該民族の置かれた状況に応じて—今日でも多様な形態が存在するが、一般に小学校の低学年では母語を使って教育を行い、学年が上がるに従い、理系科目を中心に漢語による教育比率を高めていくといった形態をとることが多い。筆者の少数民族教育現場調査によると、多くの地域の双語教育のシステムでは、小学から高等学校まで民族言語を用いた授業を行う。漢語は3年時から高等学校卒業まで科目として学習する。また、小学から中学までは民族言語を中心として学び、漢語は小学2～3年時に導入、中学卒業まで科目として学ぶ。高等学校で一部民族言語、一部漢語による授業に移行する。大学では民族文学と歴史以外は漢語を用いるという双語教育が策定されている。現在では、中国の民族言語発展の保障、共通語としての漢語の普及という民族言語政策の二原則が堅持され、両者間のいわば健全な両立の構図と均衡が維持されているようではあるが、ある地域においては、自治区内の若者の進学率や、就業能力、情報習得能力を向上させるため、民族の言語と中国標準語を学ばせる「双語教育」の計画が確立されている。例えば、2010年9月12日に公布された『青海省中准期教育改革和友展親潮綱要（2010—2020年）』では、「小学校の低学年段階において、民族語と英語の授業以外のすべての授業で、共通語である漢語によって教育を行う」ことが求められたのである。また、新疆ウイグル自治区は2020年までにすべての少数民族の小中学生に対して、民族の言語と中国標準語を学ばせる「双語教育」の体制を確立する計画になっている。

現在、中国では22の少数民族が28種の自民族文字を使用している。司法、行政、教育などの分野でも、また国の政治活動と社会活動でも、少数民族の言語と文字が広く使用されている。社会において、民族自治地方の自治機関が公務を執行する時、自民族の自治地方の自治条例の規定に基づき、当地に通用する一種あるいは数種の言語と文字を使用して職務を遂行する場合は、区域自治を実行する民族の言語と文字を主とすることができる。内蒙古、新疆、チベットなどの民族自治地方では、いず

れも自民族の言語・文字の使用と、発展と関係のある規定あるいは実施細則を制定し、実施している。

結び

1980年代以降の近代化政策が生み出した予期しなかった最大の事象は、地域間さらに民族間の経済的格差を拡大させたことである。民族間に存在する経済格差の解消を求める声が少数民族の中からすでに出てきており、そうした権利主張は、やがて民族文化の保持と教育分野にも及ぶものと思われる。これらの問題を解決していくためには、多民族の共存という国家統合の新スタイルが問われるであろう。

2003年、民族自治地方の自治機関が「憲法」第3章で定められた地方国家機関の職権を行使し、「小康社会」（多少は豊かさを実感できる社会）を建設すべく、国家や上級国家機関の援助を明文化したことは、格差是正の観点から見れば一歩前進といえよう。

多民族・多宗教・多文化社会である中国では、今日において、多文化主義が社会の各分野に浸透している。市場経済の浸透と社会変動の加速によって、大規模な民族移動、例えば出稼ぎや移民の流れなどの中で、ますます異なる民族や宗教の相互接触が深まり、かつ拡がり、時には軋轢や、一方では融和と協力を生み出している。これからの中国の民族問題と教育対策は、さらに厳しい挑戦に直面することになるに違いない。その中で民族教育を発展させるためには、教育制度の改革を経済体制の改革の中に組み込み、その重要な一環として捉えていくべきである。また民族文化、教育の面では、その地域と民族の言語、文化の特徴や経済的状况に応じて行うことが大切であり、民族教育が現在直面している厳しい状況も注目されることになろう。

注

- 1、黄光学『当代中国的民族工作』上P67 当代中国出版社、1993年
- 2、梁啓超「東籟月旦」（『飲冰室文集 〔第一冊〕』P82～87 台湾中華書局 1961年
- 3、孫文研究会『孫文選集』第三卷P46 社会思想社 1989年
- 4、邱久榮「試析孫中山の民族主義与民族概念」P8（『中央民族大学学報』1994年第一期
- 5、「在北京蒙藏統一政治改良会歓迎会的演説」『民立報』1912年9月8日）
- 6、金柄鐸「我国少数民族一詞の出現及使用状況探討」P20『黒龍江民族叢刊』1987年
- 7、「共産党綱草案」（『民族文編』P21 1923年6月
- 8、馬寅『馬寅民族工作文集』民族出版社 P40～42 1995年
- 9、楊堃『民族学調査方法』中国社会科学出版社、P43～45 1992年
- 10、張天路『中国少数民族社区人口研究』P56 中国人口出版社 1993年
- 11、費孝通「談深入開展民族調查問題」『中南民族学院学報』1982年第二期
- 12、費孝通「中華民族の多元一体構造」『北京大学学報』1989年第四期
- 13、「潘光旦先生關於畚族歷史問題設想」『費孝通民族研究文集』民族出版社1988年
- 14、橋本萬太郎『漢民族と中国社会』民族の世界史5 P23 山川出版社 1983年
- 15、「学部が憲政編查館と立案した満蒙文高等学堂章程」
- 16、多賀秋五郎『近代中国教育史資料・清末編』P530 日本學術振興会 1972年

（サイ シュクフン：アジア文化学科 教授）